

山田温泉スキークラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、山田温泉スキークラブと称する。

英文では「YAMADAONSEN SKI CLUB」といい、略称を「YSC」という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を高山村内に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、スノースポーツを通じ技術の練磨、会員相互の親睦を図り、スノースポーツの普及と振興をはかりもってアマチュアスポーツ精神を養い、広く地域社会の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催、主管および後援
- (2) 競技選手の育成強化および指導者の養成
- (3) スノースポーツの普及および検定会の開催
- (4) スキー学校の開設および指導
- (5) スノースポーツに関する安全対策および障害対策の樹立ならびにその普及と実施
- (6) 長野県スキー連盟に各資格会員登録をすること
- (7) 全日本スキー連盟に県連を通じ会員登録をすること
- (8) 長野県スキー連盟に所属すること
- (9) その他本会の目的を達成するための必要な事業

第3章 構成および組織

(構成)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する者をもって構成する。

2 会員は本会の目的を尊重し、進んでその事業に協力しなければならない。

3 会員は総会で定めた負担金を毎年納入する義務を負う。

4 本会に入会しようとする者は、総会又は役員会の承認を得なければならない。

5 本会の入会については別に定める。

6 会員の内、別に定める規定により功労会員を設けることができる。

(組織)

第6条 本会に総務部、スキー学校部その他必要な部局を設けることができる。

第4章 役員

(役員の数)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監事 2名

(役員の職務)

第8条 会長は本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 常任理事は第6条に規程する部局等を分掌し、会務を執行する。
- 4 理事は常任理事の命を受け、会務執行を補佐する。
- 5 幹事は本会々員への連絡調整を分掌するとともに、会務執行を補佐する。
- 6 監事は本会の会務を監査する。

(役員を選出)

第9条 会長、副会長、常任理事および監事は総会において選出し、その他の役員は常任理事会において選出する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 役員はその任期満了後においても後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(顧問および相談役)

第11条 本会に顧問および相談役を置くことができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第12条 本会の会議は総会、常任理事会、理事会、役員会とし、会長が召集し議長となる。

(総会)

第13条 総会は通常総会および臨時総会とし、通常総会は毎年度終了後すみやかに開催するものとし、臨時総会は必要の都度開催する。

第14条 総会の議決は出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第15条 総会は最高決議機関として次の事項を審議する。

- (1) 事業計画および収支予算に関する事項
- (2) 事業報告および決算の承認に関する事項
- (3) 役員選出
- (4) 規約の改廃
- (5) 新たに本会に入会する者の承認
- (6) その他重要事項

第6章 経理

第16条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、事業収入およびその他の収入もってこれにあてる

第17条 本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる

付 則

この規約は昭和24年 6月 1日から施行する

この規約は平成 2年 6月24日から施行する

この規約は平成 6年12月11日から施行する(組織改正)

この規約は平成 9年 6月29日から施行する(第9条の改正)

この規約は平成10年 6月28日から施行する(第6条の改正)

この規約は平成20年 6月22日から施行する(第5条および第6条の改正)

この規約は平成22年 6月20日から施行する(第3条および第4条の改正)

この規約は平成26年 6月28日から施行する(第6条の改正)